



基発 0118 第 2 号  
令和 5 年 1 月 18 日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則  
及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 8 号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 5 号）の施行により、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条第 1 項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、三・三' ージクロロー四・四' ージアミノジフェニルメタン（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に 2 年以上従事した経験を有することを交付対象要件とすることとなりました。

これらにつきましては、令和 5 年 1 月 18 日から施行することとしており、別添のとおり都道府県労働局長宛て指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業者等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。